

空家等の適正な管理 をお願いします！

※空家等には、空家や宅地に付属する塀・物置・立木・雑草なども含まれます。



適正に管理されずに放置され、老朽化した危険な空家は、倒壊など保安上の問題だけでなく、衛生面や景観、生活環境の問題など、地域住民が安全で安心した生活を送るうえで、地域社会に大きな影響を与えています。

地域の問題となる空家とは？

- ①台風等の災害時に倒壊や飛散し、住民や歩行者に被害を及ぼす恐れ。
- ②道路に立木がはみ出して通行の妨げ。
- ③雑草が生い茂り、地域の景観を悪化。
- ④不審者に出入りされる恐れ。
- ⑤ゴミの投棄をされたり、放火による火災の恐れ。
- ⑥スズメバチ、ネズミ、ハクビシン等のすみかになる。

など

空家の適正管理は、所有者の責任です！

空家は個人の財産です。その所有者の方は、適正な管理を行う責任があります。

建築物の管理責任

建物の倒壊や、屋根瓦や外壁材等の落下・飛散により、隣接する建物や通行人などに被害が発生すれば所有者等が損害賠償などの責任を負う可能性があります。(民法第717条に規定。)

国が定める法律

「空家対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

全国的に年々増加する危険な空家問題に対して、国では「空家対策の推進に関する特別措置法」を施行し、適正に管理されていない空家等の所有者への措置が強化されました。

この法律の規定による勧告や命令を受けた空家等の所有者は、固定資産税の軽減が受けられなくなったり、50万円以下の過料に処される場合があります。

空家の相続

『被相続人からの相続を放棄したから、空家等の相続財産とは一切無関係。』という訳ではありません。被相続人名義の建築物の管理責任は残ります。被相続人の相続財産から発生する問題に対する責任を全て免れる訳ではありません。
(民法第940条に規定。)

問合せ

桜川市建設部都市整備課空家対策室
〒309-1293

茨城県桜川市羽田1023-1

電話0296-58-5111

FAX0296-58-7456

E-mail toshi_s@city.sakuragawa.lg.jp